

(1) 感染症対策について

- ①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底 ②多くの手が届く距離に集まらないための配慮
- ③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

など、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくとともに、咳エチケットやうがい・手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底して実行する。

また、次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる生徒については、自宅で休養させることを徹底する。教職員についても同様の対応とする。

- ◎ 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
- ◎ 登校前に確認できなかった生徒については、朝読の時間内での検温及び風邪症状の確認
(副担任が体温計を持ち、待機。人数が多い場合、廊下での検温)
※なるべく自分の体温計を持参ください。
- ◎ 登校時、玄関での手の消毒（アルコールジェル）

●その他

- ① 少人数クラスでの対応（1クラス30名程度）
- ② 教室内での座席・教卓との距離をなるべく離す
- ③ 授業中の教員・生徒のマスク（色指定なし、無い場合ハンカチ or タオル持参）着用
- ④ 教室内のごみ箱撤去（家庭ごみの持ち帰りの徹底）し、環境衛生を良好に保つ
- ⑤ 他教室への出入り・ジャージ類、教科書類の貸し借り禁止
- ⑥ 部室内での着替え・談話禁止

(2) 出席停止等の扱いについて

- ◎生徒・教職員の感染が判明した場合、又は生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合、本人が2週間の出席停止。
- ◎体調の悪い生徒、家庭の考え方で欠席させる場合も、全て「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにする。また、その際学校からの課題に対し、十分な学習効果が見られる場合は出席と認める。（無駄な外出を控えさせるため、朝・昼電話連絡で所在の確認をします）

生徒又は教職員の感染が判明した場合の
臨時休業の判断



①当該感染者の症状の有無②学校内における活動の態様③接触者の多寡④地域における感染拡大の状況⑤感染経路の明否などを総合的に考慮し、校医・保健所に相談をして、学校の全部または一部の臨時休業を決定する。